

青森県環境影響評価技術指針

平成28年3月23日
青森県告示第212号

改定 令和7年6月30日 青森県告示第372号

青森県環境影響評価技術指針（平成12年6月青森県告示第448号）の全部を改定する。

（趣旨）

第1条 この指針は、青森県環境影響評価条例（平成11年12月青森県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針並びに事後調査に関する事項を定めるものとする。

（環境影響評価の項目等の選定に関する指針）

第2条 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針については、次条から第9条までに定めるところによる。

（事業特性及び地域特性の把握）

第3条 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

一 事業特性に関する情報

- イ 対象事業の種類
- ロ 対象事業実施区域の位置
- ハ 対象事業の規模
- ニ 対象事業の内容
- ホ その他の事項

二 地域特性に関する情報

イ 自然的状況

- (1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（以下「大気環境」という。）の状況（環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定により定められた環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。）
- (2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
- (3) 土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
- (4) 地形及び地質の状況
- (5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
- (6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況
- (7) 一般環境中の放射性物質の状況

ロ 社会的状況

- (1) 人口及び産業の状況
- (2) 土地利用の状況
- (3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

- (4) 交通の状況
- (5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
- (6) 下水道の整備の状況
- (7) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
- (8) その他の事項

2 前項第1号に掲げる情報を把握するに当たっては、当該事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。

3 第1項第2号に掲げる情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとし、必要に応じ、国、県、市町村、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地の状況を確認することにより把握するよう努めるものとする。この場合において、当該資料の出典を明らかにできるよう整理するものとする。

(環境影響評価の項目の選定)

第4条 対象事業に係る環境影響評価の項目の選定に当たっては、当該対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。この場合において、別表第1に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、当該一般的な事業の内容によって行われる対象事業に伴う影響要因について、別表第2においてその影響を受けるおそれのあるとされる環境要素の項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、事業特性及び地域特性に関する情報、方法書の作成等に関する手続を通じて得られた環境の保全の観点からの情報等を踏まえ選定する。

2 前項の規定による検討は、次に掲げる各影響要因に関し、物質を排出し、又は既存の環境を損ない、若しくは変化させることとなる要因として事業特性に応じて適切に区分された影響要因ごとに行うものとする。

一 対象事業に係る工事の実施（対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。以下「工事の実施」という。）

二 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。以下「土地又は工作物の存在及び供用」という。）

3 第1項の規定による検討は、次に掲げる各環境要素に関し、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分された環境要素ごとに行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号及び第5号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イ 大気環境

- (1) 大気質
- (2) 騒音（周波数がおおむね100ヘルツ以下の低周波音を含む。以下同じ。）
- (3) 振動
- (4) 悪臭
- (5) 風害
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

ロ 水環境

- (1) 水質（地下水の水質を除く。以下同じ。）
- (2) 水底の底質
- (3) 地下水の水質及び水位
- (4) 水象（地下水の水象を除く。以下同じ。）
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素

ハ 土壌環境・その他の環境（イ及びロに掲げるものを除く。以下同じ。）

- (1) 地形及び地質
- (2) 地盤
- (3) 土壌
- (4) 日照阻害
- (5) 電波障害
- (6) その他の環境要素

二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号及び第5号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イ 陸生植物

ロ 陸生動物

ハ 水生生物

ニ 生態系

三 人と自然との豊かな触れ合いの確保及び歴史的文化的遺産等への配慮を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号及び第5号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イ 景観

ロ 人と自然との触れ合いの活動の場

ハ 文化財等（文化財及びこれに準ずるものをいう。以下同じ。）

四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イ 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）

ロ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれのある物をいう。以下同じ。）

五 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 放射線の量

4 第1項の規定により項目を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考項目を選定しないものとする。

一 参考項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合

二 対象事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合

5 第1項の規定による項目の選定は、前条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにするものとし、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。

6 環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ第1項の規定により選定した項目（以下「選定項目」という。）の見直しを行うものとする。

7 第1項の規定による項目の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、選定項目として選定した理由を明らかにできるよう整理するものとする。

(調査、予測及び評価の手法の選定)

第5条 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、選定項目ごとに選定項目の特性及び対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定項目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、次条から第9条までに定めるところにより選定して行うものとする。

一 前条第3項第1号に掲げる環境要素に係る選定項目 汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化(当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。)の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法

二 前条第3項第2号イ、ロ及びハに掲げる環境要素に係る選定項目 陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上、希少性、種の保存上又は地域の象徴性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上、希少性、種の保存上又は地域の象徴性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

三 前条第3項第2号ニに掲げる環境要素に係る選定項目 地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性(生態系の上位に位置する性質をいう。)、典型性(地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。))及び特殊性(特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。)の視点から注目される動植物の種又は生物群集(別表第3において「注目種等」という。)を複数抽出し、これらの生態、他の動植物の種若しくは生態系との相互関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法その他の適切に生態系への環境影響を把握する手法

四 前条第3項第3号イに掲げる環境要素に係る選定項目 景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

五 前条第3項第3号ロに掲げる環境要素に係る選定項目 人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

六 前条第3項第3号ハに掲げる環境要素に係る選定項目 歴史的文化的遺産に関し、文化財保護法(昭和25年法律第214号)により保護されている有形文化財、埋蔵文化財、史跡、名勝、天然記念物及び伝統的建造物群並びに地域のシンボリックな樹木等これらに準ずるものの状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

七 前条第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定項目 廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握する手法

八 前条第3項第5号に掲げる環境要素に係る選定項目 放射線の量の変化を把握する手法

2 前項の規定による手法の選定は、第3条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにするものとし、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。

3 環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ第1項の規定により選定した手法の見直しを行うものとする。

4 第1項の規定による手法の選定を行ったときは、選定した手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。

(参考手法)

第6条 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定における参考項目に係る調

査及び予測の手法の選定に当たっては、別表第1に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、各参考項目ごとに別表第3に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、事業特性及び地域特性に関する情報、方法書の作成等に関する手続を通じて得られた環境の保全の観点からの情報等を踏まえ選定するものとする。

- 2 前項の規定により手法を選定するに当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合には、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測手法を選定するものとする。
 - 一 参考項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。
 - 二 対象事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。
 - 三 類似の事例により参考項目に関する環境影響の程度が明らかであること。
 - 四 調査の手法については、参考項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。
 - 3 第1項の規定により手法を選定するに当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合には、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測手法を選定するものとする。
 - 一 事業特性が参考項目に係る著しい環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
 - 二 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のイ、ロ又はハに規定する参考項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
 - イ 参考項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象
 - ロ 参考項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象
 - ハ 参考項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域
- （調査の手法）

第7条 対象事業に係る環境影響評価の調査の手法の選定に当たっては、前条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。この場合において、地域特性を踏まえるに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化することに留意するものとする。

- 一 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報
 - 二 調査の基本的な手法 国、県又は市町村が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法
 - 三 調査の対象とする地域（以下「調査地域」という。） 対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域
 - 四 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（以下「調査地点」という。） 調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点
 - 五 調査に係る期間、時期又は時間帯（以下「調査期間等」という。） 調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯
- 2 前項第2号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等に

より定められた手法がある環境要素に係る選定項目に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。

- 3 第1項第5号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう設定するとともに、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように調査に係る期間を設定するものとする。
- 4 調査の手法の選定に当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。
- 5 調査の手法の選定に当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うものとする。
- 6 調査の手法の選定に当たっては、既存の長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合には、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにするものとする。

(予測の手法)

第8条 対象事業に係る環境影響評価の予測の手法の選定に当たっては、第6条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により、定量的に把握する手法（定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法）

二 予測の対象とする地域（以下「予測地域」という。） 調査地域のうちから適切に選定された地域

三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（以下「予測地点」という。） 選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点

四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（以下「予測対象時期等」という。） 供用開始後の定常状態になる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）並びに工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯

- 2 前項第4号に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあっては、同号に規定する時期での予測に加え、必要に応じ中間的な時期での予測を行うものとする。
- 3 予測の手法の選定に当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項を、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにするものとする。
- 4 予測の手法の選定に当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在

の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況）を明らかにできるように整理し、これを勘案して予測が行われるようにするものとする。この場合において、当該地域の将来の環境の状況は、県及び関係する市町村が有する情報を収集して設定するよう努めるものとし、将来の環境の状況の推定に当たって、国、県又は市町村により行われる環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるようにするものとする。

- 5 予測の手法の選定に当たっては、新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要なときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする。

（評価の手法）

第9条 対象事業に係る環境影響評価の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

一 調査及び予測の結果並びに第11条第1項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。

二 国、県又は市町村による環境の保全の観点からの施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにできるように整理しつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

三 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

（環境保全措置に関する指針）

第10条 対象事業に係る環境の保全のための措置に関する指針については、次条から第13条までに定めるところによる。

（環境保全措置の検討）

第11条 対象事業に係る環境影響評価を行うに当たっては、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること、及び当該環境影響に係る環境要素に関して国、県又は市町村による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討するものとする。

- 2 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討するものとする。

（検討結果の検証）

第12条 環境保全措置の検討を行ったときは、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする。

（検討結果の整理）

第13条 環境保全措置の検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理するものとする。

- 一 環境保全措置の内容、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法
 - 二 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要なに応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
 - 三 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境への影響
 - 四 代償措置にあつては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
 - 五 代償措置にあつては、損なわれる環境及び当該環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ、又は創出される環境に係る環境要素の種類及び内容
 - 六 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠
- 2 環境保全措置の検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるように整理するものとする。

（事後調査）

第14条 次に掲げる場合は、対象事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後の環境の状況を把握するための調査（以下「事後調査」という。）を行うものとする。

- 一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずることとする場合
 - 二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合
 - 三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
 - 四 代償措置を講ずる場合であつて、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合
 - 五 環境保全措置の効果を確認するまでに時間を要し、継続的な監視が必要な場合
 - 六 予測の結果が国、県又は市町村による環境の保全の観点からの施策によって定められた基準値又は目標値と近接し、環境に影響を及ぼすおそれのある場合
- 2 前項の規定による事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
- 一 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定すること。
 - 二 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。
 - 三 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。
 - 四 必要に応じ専門家の助言を受けること等により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。
- 3 第1項の規定による事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めるものとする。
- 一 事後調査を行うこととした理由
 - 二 事後調査の項目及び手法
 - 三 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針
 - 四 事後調査の結果の公表方法
 - 五 県、市町村その他の事業者以外の者（以下この号において「県等」という。）が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における、当該県等との協力又は当該県等への要請の方法及び内容
 - 六 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあつては、当該実施主体の氏名（法人にあつてはその名称）並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容
 - 七 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項
- 4 事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たって

は、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意するものとする。

(その他)

第15条 この指針は、環境影響評価に関する科学的知見の進展及び事例の蓄積により、その妥当性について検討し、必要な改定を行うとともに、5年程度ごとを目途に全般について点検し、見直しを行うものとする。

附 則

- 1 この技術指針は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第3条から第14条までの規定は、この技術指針の施行の日（以下「施行日」という。）以後に準備書の公告を行う対象事業について適用し、施行日前に準備書の公告を行った対象事業については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後に準備書の公告を行う対象事業（施行日前に方法書の公告を行ったものに限る。）に係る当該方法書については、第3条から第9条までの規定に基づいて作成されたものとみなす。